

「ちばGAP」ロゴマーク使用取扱要領

平成30年1月25日付け安農第541号

施行 平成30年2月1日

一部改正 平成30年7月10日

一部改正 令和2年7月6日

(目的)

第1条 この要領は、「ちばGAP」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を適正かつ効果的に使用することにより、「ちばGAP」の取組拡大や、消費者に対する情報発信などによる認知度の向上を図ることを目的として、ロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 ロゴマークは、ちばGAP制度実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第9号の「ちばGAP実践者」が使用することができる。ただし、共同出荷調製施設を利用する場合は、ちばGAP制度評価・認証実施要領第14条のとおりとする。

2 前項に掲げる者のほか、ロゴマークの使用を希望する者で、その使用方法が第1条に掲げる目的の達成に寄与するものとして千葉県知事(以下「知事」という。)が認めた者がロゴマークを使用することができる。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用開始予定日の10日前までに、申請書(様式第1号)を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

2 知事は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、ロゴマークの使用を許可し、許可通知書(様式第2号)及びロゴマークのデザインデータを送付するとともに、許可通知書の写しを所轄の農業事務所長に送付するものとする。

3 使用者は、第1項の申請の内容に変更が生じた場合、変更申請書(様式第3号)を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

4 知事は、変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、ロゴマークの使用の変更を許可し、変更許可通知書(様式第4号)を送付するとともに、変更許可通知書の写しを所轄の農業事務所長に送付するものとする。

(使用の態様)

第4条 ロゴマークは、要綱第6条の「評価」又は要綱第7条の「認証」を受けた、評価・認証対象区分の農産物に貼付するシール、包装容器、包装箱等への表示のほか、PR資材(ポスター、ちらし、名刺等)に表示することができる。

2 ロゴマークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとする。

3 ロゴマークを使用する場合、別紙2の表示例のとおり、ロゴマーク近傍に次の各号のいずれかの表記をしなければならない。

(1)市町村名及び氏名(名称)

所在地の市町村名及び氏名(名称)を表記する。ただし、団体の場合は、市町村名及び氏名に代え、当該団体等の名称を表記することができる。

(2)認証等の番号

「ちばGAP」評価・認証番号を表記する。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間とする。

2 使用開始は、原則として各月の1日からとする。

3 第1項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、使用者は改めて申請書を提出しなければならない。

4 評価・認証を更新しない場合、ロゴマークの使用期間は評価・認証の有効期間内とする。

5 使用期間が令和4年3月31日を超える場合は、同日までとする。

(情報の公開)

第7条 使用者は、申請書に記載した次の各号の情報について、千葉県庁のホームページ上で公開することに同意するものとする。

(1)氏名(名称)

(2)認証等の番号

(3)所在地の市町村名

(4)品目名(ロゴマーク使用品目名)

(5)使用方法

(使用記録及び使用状況報告)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用状況について記録し、使用期間が終了した日から2年間保管しなければならない。

2 知事は、使用者に対してロゴマークの使用状況の報告を求めることができる。

3 使用者は、前項の報告を求められた場合、その日から14日以内に使用状況報告書(様式第5号)を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

(書類等の整備及び保管、実績報告)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用する品目について、要綱第18条の規定による書類等の整備及び保管をしなければならない。

2 使用者は、ロゴマークを使用する品目について、要綱第10条の規定による実績報告をしなければならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、責任者を置かなければならない。

2 前項の責任者は、使用者又は団体の代表者とする。

3 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(使用許可の取消)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可取消通知書(様式第6号)により、第3条第2項又は第4項の規定によるロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

(1)この要領に定める事項に反し不適正なロゴマークの使用・表示が認められた場合。

(2)第8条第3項の使用状況報告書が提出されないとき。

(3)第9条第2項の実績報告がされないとき。

(4)その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められた場合。

2 知事は、前項の規定によりロゴマークの使用許可を取り消した場合、氏名(名称)、所在地の市町村名及び取消の理由を千葉県庁のホームページ上で公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に知事が定める。

附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月10日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。

「ちばGAP」ロゴマーク

フルカラー



緑	プロセスカラー / C100%+M20%+Y100% DIC カラー / 2568
濃緑	プロセスカラー / C100%+Y100%+K70% DIC カラー / 379
赤	プロセスカラー / M100%+Y95% DIC カラー / 157
オレンジ	プロセスカラー / M30%+Y100% DIC カラー / 165
黒	プロセスカラー / K100% DIC カラー / 582

グレースケール



1色刷



1色の場合 100%白抜き

※ロゴマークの大きさは、用途により変更することができるが、デザイン内部の文字が判読できる大きさとすること。

別紙2 表示例



千葉市 千葉太郎



〇〇出荷組合



〇〇第〇〇号

ロゴマークの近傍に下記のいずれかを表記します。

- ・個人・法人の場合は所在市町村名と氏名(名称)、団体の場合は団体名
- ・認証等の番号